

袖ヶ浦市公告第 67 号

制限付き一般競争入札の実施について

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 8 月 31 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名

ア 袖ヶ浦市消防団第 15 分団詰所建設工事（建築工事）

イ 袖ヶ浦市消防団第 15 分団詰所建設工事（設備工事）

ウ 奈良輪小学校多目的室改修工事

エ マンホール蓋交換工事（R8 浮上飛散防止対策）

(2) 工事場所 別表のとおり

(3) 工事の種類 別表のとおり

(4) 工事の概要 別表のとおり

(5) 入札予定価格の総額等

ちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載のとおり

(6) 工事請負代金支払条件

ア 前金払 請負代金額の 10 分の 4 以内の額を請求書を受理した日から 14 日以内に支払う。ただし、低入札価格調査を実施し、落札者となった場合は 10 分の 2 以内とする。

イ 中間前金払 請負代金額の 10 分の 2 以内の額を請求書を受理した日から 14 日以内に支払う。ただし、前金払及び中間前金払の合計額は、請負代金額の 10 分の 6 を超えることができない。また、部分払が行われた場合は、中間前金払は請求することができない。

ウ 部分払 請負代金額の 10 分の 3 を超えた場合において、出来形に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額を請求書を受理した日から 14 日以内に支払う。また、中間前金払が行われた場合は、部分払を請求することができない。

エ 完成払 工事検査終了後、請求書を受理した日から 40 日以内に支払う。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) ちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載された袖ヶ浦市入札参加資格者名簿の工事（以下「資格者名簿」という。）に登録され、袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 11 年告示第 173 号）に基づく指名停止措置を、本入札の公告日から開札日までの間、受けていない者

- (2) 別表に掲げる各案件の施工箇所から 100メートルの範囲内において、袖ヶ浦市が同日又は同時期（発注時期の間隔が31日を超えない範囲で発注する場合をいう。）に発注する同一工種の他の工事を既に受注し、又は受注する予定がない者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置すること。

また、当該配置する技術者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請のあった日において直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- イ 開札日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

- (5) その他、案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者

3 入札及び開札

- (1) 入札方式 電子入札（事後審査・市町村）
- (2) 入札期間 別表のとおり
- (3) 開札日時 別表のとおり

4 設計図書等を示す場所及び期間

- (1) 設計図書等を示す場所

ちば電子調達システムの入札情報サービスにより閲覧するものとする。

- (2) 期間 公告日から令和8年9月17日（木）各案件開札時間まで
- (3) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、次により書面をもって提出すること。

- ア 提出日時 令和8年9月 8日（火） 午後4時まで
- イ 提出先 別表のとおり
- ウ 回答日時 令和8年9月11日（金） 午後2時まで

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

納付（保証割合は10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を実施し、落札者となった場合は10分の3以上とする。）

金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

6 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を記載すること。

7 最低制限価格制度

最低制限価格制度を適用する案件については、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格とする。

8 低入札調査制度

(1) 低入札価格調査制度を適用する案件については、調査基準価格を下回る入札をした者があったときは、落札候補者の決定を保留し、袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱（平成23年告示第60号）の規定により低入札価格調査を実施する。また、入札を行った者全てに対し、低入札価格調査を実施後に落札者を決定する旨を通知する。

なお、価格失格判定基準による失格の判定は開札時に行い、当該基準に該当する入札をした者は、失格とする。

(2) 最低価格入札者は、最低価格者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 最低価格入札者が、袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱の規定による当該入札における報告を指定した期日までに提出しない場合は、入札を無効とする。

(4) 最低価格入札者等は、袖ヶ浦市低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査委員会の会議に出席し、事情聴取に協力すること。この事情聴取に協力しない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

9 工事費内訳書の提出

(1) 第1回目の入札時に工事費内訳書を電子入札システムで提出すること。

(2) 書式は任意とするが、次の項目を満たしていること。

ア 建築・設備関連工事

種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳まで

イ その他の工事

内訳細別（新土木工事積算体系の工事工種体系における細別）まで

(3) 工事費内訳書を提出しない者は、入札を無効とする。

10 入札参加資格の確認等

(1) 落札候補者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。当該書類を提出期限までに提出しなかった場合は、落札候補者の資格を失う。

(2) 資格確認資料の提出期間等

ア 期間 落札候補者決定日を含む３日後まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 時間 午前９時から午後４時まで
(正午から午後１時までを除く。)

ウ 場所 袖ヶ浦市役所総務部管財契約課
袖ヶ浦市坂戸市場１番地１
電話０４３８－６２－２２１９

エ 提出部数 １部

(3) 落札者の決定

本入札は、事後審査方式による入札であるため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者として指名し、入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者として決定する。

ア 落札者として決定した場合は、速やかに電話又はＦＡＸで通知する。

イ 入札参加資格の確認審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、通知の日から７日以内に、袖ヶ浦市役所総務部管財契約課に書面を持参して行わなければならない。

ウ 理由は、説明を求められた日から７日以内に書面で回答する。

１ １ 契約締結時期

落札者は、原則として落札の通知の日から７日以内に契約を締結しなければならない。

１ ２ その他

(1) 資格者名簿の掲載場所は次のとおり

入札情報サービス（ちば電子調達システム）－工事・測量等－名簿ダウンロード

(2) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(3) 資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合は、説明を求めることがある。

(4) 提出された資格確認資料は、返還しない。

なお、申請者又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項については公表しない。

(5) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(6) この公告に定めるもののほか、入札に関する事項については、袖ヶ浦市制限付き一般競争入札実施要綱（平成２１年告示第３２号）、袖ヶ浦市電子入札約款及び袖ヶ浦市電子調達システム運用基準による。

１ ３ 問い合わせ先

袖ヶ浦市役所総務部管財契約課 電話０４３８－６２－２２１９